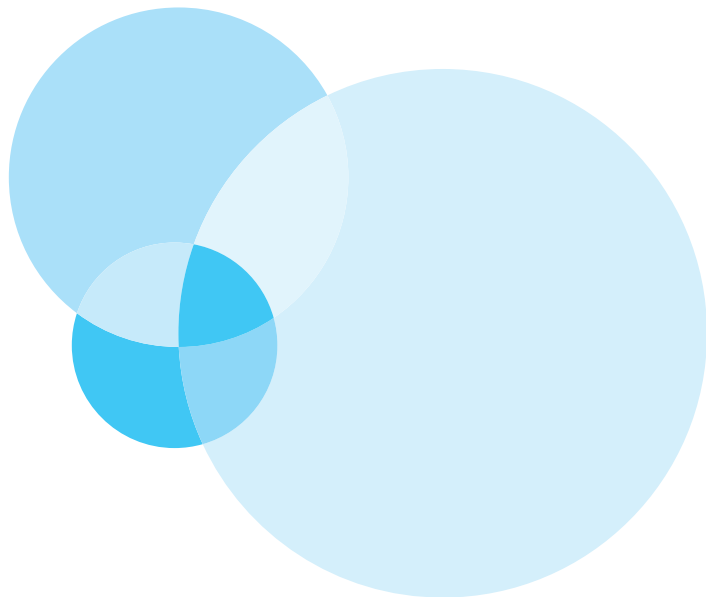


第 2 章



企業会計原則



第1節

企業会計原則

1 企業会計原則

(1) 設定目的

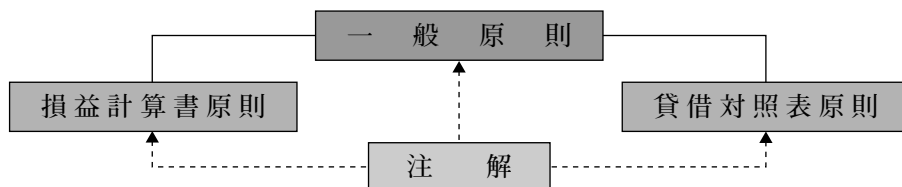
企業会計原則とは、昭和24年（1949年）に実務の中に慣習として発達したもののの中から一般に公正妥当と認められたところを要約し、企業会計の改善統一の目的で設定されたものである。

(2) 特徴

- ① 企業会計原則は、法令ではないが、商法における「公正ナル会計慣行」および証券取引法における「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」を示すものとして、すべての企業が従うべき会計規範としての役割をもっている。
- ② 証券取引法における財務諸表監査の基礎となる。
- ③ 商法および税法などの制定改廃にあたって尊重されなければならない。

(3) 構成

企業会計原則は、一般原則、損益計算書原則および貸借対照表原則とこれらを補足する注解によって構成されている。なお、一般原則は、損益計算書原則および貸借対照表原則の上位原則として位置付けられている。



以下、一般原則を中心に説明する。

2 一般原則

一般原則は、真実性の原則を頂点として、正規の簿記の原則、資本取引・損益取引区分の原則、明瞭性の原則、継続性の原則、保守主義の原則、単一性の原則の7つから構成されている。

(1) 真実性の原則（一般原則一）

① 規定

企業会計は、企業の財政状態および経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。

② 内容

真実性の原則は、真実な企業の財政状態および経営成績を財務諸表に記載して報告することを要求する原則であり、企業会計原則の最高位に位置する。ここにいう真実とは、絶対的な単一の値を求める絶対的真実ではなく、企業会計原則全般にわたる規定に準拠して作成した財務諸表を真実なものとする相対的真実を意味する。

(2) 正規の簿記の原則（一般原則二）

① 規定

企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

② 内容

正規の簿記の原則は、すべての取引（網羅性）を、証拠資料に基づき（検証可能性）、組織的・体系的に記録する（秩序性）ことによって、正確な会計帳簿の作成を要求し、さらに正確な会計帳簿に基づく財務諸表の作成（誘導法という）を要求する原則である。

(3) 資本取引・損益取引区分の原則（一般原則三）

① 規定

資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない。

② 内容

資本取引・損益取引区分の原則は、社外に流出することのできない資本と社外に流出することのできる利益を明瞭に区別することにより、企業の財政状態および経営成績を適正に計算することを要求する原則である。

例えば、新株発行による株式払込剰余金から新株発行費用を控除することは許されない。

〈参考〉 資本取引と損益取引

資本取引とは、直接的に自己資本の増減をもたらす取引をいう。具体的には、資本の元入れや、減資による資本の払戻しなどが該当する。

損益取引とは、当期の収益および費用ならびに期間外損益の発生によって生じる間接的な自己資本の増減取引をいう。

(4) 明瞭性の原則（一般原則四）

① 規定

企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。

② 内容

明瞭性の原則は、利害関係者の判断を誤らせないように財務諸表を明瞭に作成することを要求する原則である。

(5) 継続性の原則（一般原則五）

① 規定

企業会計は、その処理の原則および手続を每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。

② 内容

継続性の原則は、1つの会計事実について2つ以上の会計処理の原則または手続の選択適用が認められている場合に、その会計処理の原則または手続をいったん採用したならば、正当な理由がある場合を除き、財務諸表の期間比較や利益操作を排除するために、継続適用しなければならないことを要求する原則である。

〈参考〉 継続性の原則と会計処理の変更

- (1) 妥当な方法 → 妥当な方法…継続性の原則が適用される。
 - (2) 不当な方法 → 妥当な方法
 - (3) 妥当な方法 → 不当な方法
 - (4) 不当な方法 → 不当な方法
- } 継続性の原則の問題ではない。

(6) 保守主義の原則（一般原則六）

① 規定

企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない。

② 内容

保守主義の原則は、企業の安全を保持し、健全な発展を図るために、企業の将来の危険に備えて慎重な判断に基づく会計処理を行うことを要求する原則である。ただし、過度に保守的な会計処理を行うことによって、企業の財政状態および経営成績の真実な報告をゆがめてはならない。保守主義の適用例としては、次のようなものがある。

- (イ) 棚卸資産の評価基準としての低価基準の採用
- (ロ) 固定資産の減価償却方法としての定率法の採用
- (ハ) 引当金の設定など

(7) 単一性の原則（一般原則七）

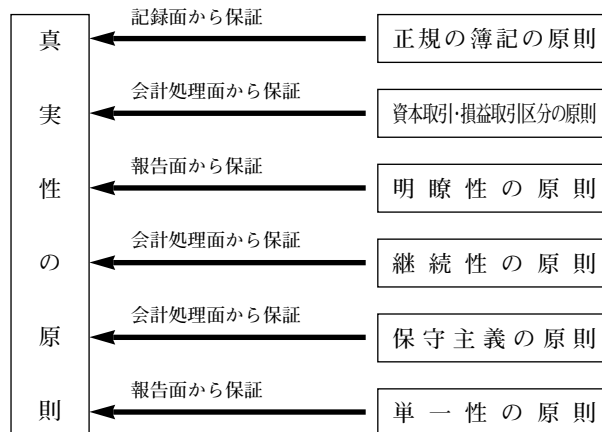
① 規定

株主總會提出のため、信用目的のため、租税目的のためなど種々の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼しうる会計記録に基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の真実な表示をめぐめてはならない。

② 内容

単一性の原則は、種々の目的によって形式の異なる財務諸表を作成する場合でも、その作成の基礎となる会計帳簿は単一でなければならないことを要求する原則である。つまり、二重帳簿の作成を排除する原則である。

〈参考〉 一般原則の関係



3 重要性の原則 (企業会計原則注解1)

前述した7つの原則が一般原則であるが、このほか一般原則に準ずるものとして**重要性の原則**がある。

(1) 重要性の原則

① 規定

企業会計は、定められた会計処理の方法に従って正確な計算を行うべきものであるが、企業会計が目的とするところは、企業の財務内容を明らかにし、企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあるから、重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも正規の簿記の原則に従った処理として認められる。

重要性の原則は、財務諸表の表示に関しても適用される。

② 内容

重要性の原則は、重要性の乏しいものについて簡便な方法を認める原則であり、一般原則ではないが、企業会計全般に影響を及ぼす原則である。

重要性の原則の適用例としては、次のようなものがある。

- (イ) 消耗品、消耗工具器具備品その他の貯蔵品などのうち、重要性の乏しいものについては、その買入時または払出時に費用として処理する方法を採用することができる。
- (ロ) 前払費用、未収収益、未払費用および前受収益のうち、重要性の乏しいものについては、経過勘定項目として処理しないことができる。
- (ハ) 引当金のうち、重要性の乏しいものについては、これを計上しないことができる。
- (ニ) 棚卸資産の取得原価に含まれる引取費用、関税、買入事務費、移管費、保管費などの付随費用のうち、重要性の乏しいものについては、取得原価に算入しないことができる。
- (ホ) 分割返済の定めのある長期の債権または債務のうち、期限が1年以内に到来するもので重要性の乏しいものについては、固定資産または固定負債として表示することができる。

なお、上記(イ)～(ニ)が処理面における重要性の原則の適用例であり、(ホ)が表示面における重要性の原則の適用例である。

4 注記事項（企業会計原則注解1-2、1-3、1-4）

財務諸表の補足的な説明事項を注記事項といい、代表的なものとして、**重要な会計方針**と**重要な後発事象**がある。

(1) 重要な会計方針の開示について

財務諸表には、重要な会計方針を注記しなければならない。

会計方針とは、企業が損益計算書および貸借対照表の作成にあたって、その財政状態および経営成績を正しく示すために採用した会計処理の原則および手続ならびに表示の方法をいう。

会計方針の例としては、次のようなものがある。

- ① 有価証券の評価基準および評価方法
- ② 棚卸資産の評価基準および評価方法
- ③ 固定資産の減価償却方法
- ④ 繰延資産の処理方法
- ⑤ 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準
- ⑥ 引当金の計上基準
- ⑦ 費用・収益の計上基準

なお、代替的な会計基準が認められていない場合には、会計方針の注記を省略することができる。

(2) 重要な後発事象の開示について

財務諸表には、損益計算書および貸借対照表を作成する日までに発生した重要な後発事象を注記しなければならない。

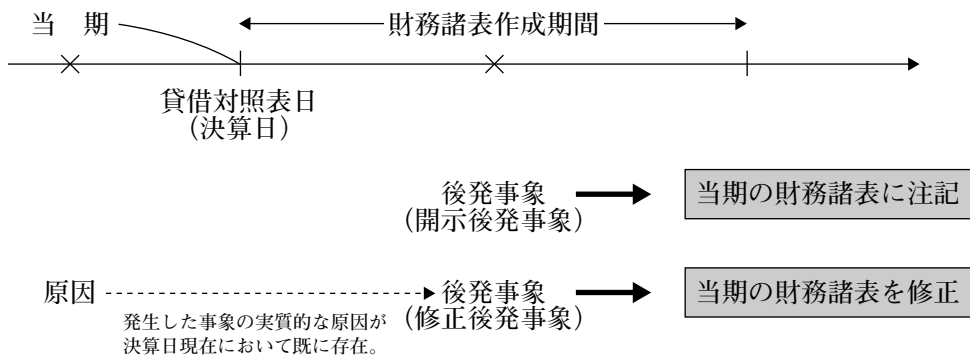
後発事象とは、貸借対照表日後に発生した事象で、次期以後の財政状態および経営成績に影響を及ぼすものをいう。

重要な後発事象を注記事項として開示することは、当該企業の将来の財政状態および経営成績を理解するための補足情報として有用である。

重要な後発事象の例としては、次のようなものがある。

- ① 火災、出水などによる重大な損害の発生
- ② 多額の増資または減資および多額の社債の発行または繰上償還
- ③ 会社の合併、重要な営業の譲渡または譲受
- ④ 重要な係争事件の発生または解決
- ⑤ 主要な取引先の倒産

なお、発生した事象の実質的な原因が決算日現在において既に存在していた場合（主に④⑤の場合）には、原則として、当期の財務諸表を修正し、それ以外のものが注記の対象となる。（日本公認会計士協会：監査委員会報告第76号：後発事象に関する監査上の取扱い）



(3) 注記事項の記載方法について

重要な会計方針にかかる注記事項は、損益計算書および貸借対照表の次にまとめて記載する。なお、その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。

損益計算書			
I	売上高		×××
II	売上原価		×××
	⋮		

貸借対照表			
I 流動資産	I 流動負債		
1. 現金預金	1. 支払手形	×××	×××
⋮	⋮		

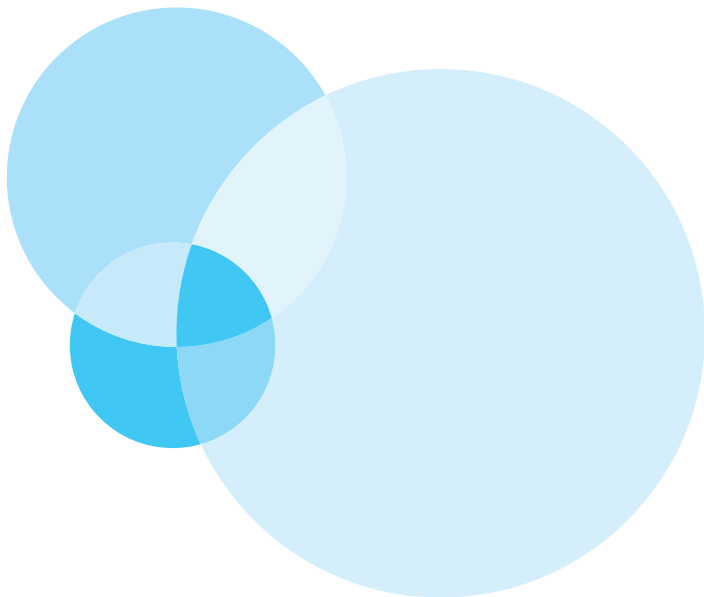
注記事項	
1. 重要な会計方針	
(1) 商品の評価については、先入先出法に基づく原価基準を採用している。	
(2) 固定資産の減価償却の方法は次のとおりである。	
建物・・・定額法	備品・・・定率法
⋮	

※ここで **A編問題2-1** を解いて下さい。

第 3 章



簿記一巡

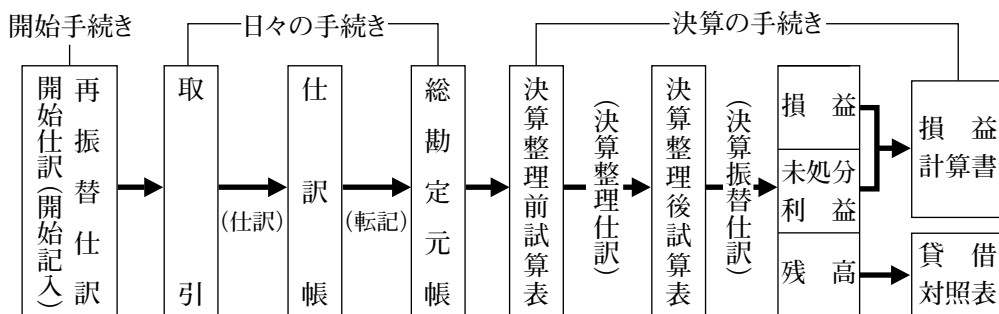


第1節

簿記一巡

1 簿記一巡の手続き

簿記の目的は、企業の財政状態および経営成績を明らかにすることであり、簿記一巡の手続きを示すと次のとおりである。



2 開始手続き

開始仕訳 (開始記入) 前期末の資産、負債および資本の各勘定残高を当期に引継ぐ記入を行う。

再振替仕訳 前期から繰越された経過勘定項目（前払費用、前受収益、未払費用、未収収益）の再振替仕訳を行う。

〈参考〉 大陸式決算法

大陸式決算法は、損益勘定および残高勘定という集合勘定を設け、決算振替仕訳を通して勘定記入を行い、すべての勘定口座を締切の方法である。

- 大陸式決算法
- (1) 費用諸勘定の残高を損益勘定へ振替えて締切る。
 - (2) 収益諸勘定の残高を損益勘定へ振替えて締切る。
 - (3) 損益勘定の残高を未処分利益勘定へ振替えて締切る。
 - (4) 資産諸勘定の残高を残高勘定へ振替えて締切る。
 - (5) 負債諸勘定および資本諸勘定の残高を残高勘定へ振替えて締切る。

なお、決算手続きが終了し、総勘定元帳の各勘定口座は締切られているが、資産、負債および資本は、翌期に引継ぐ記入が必要であり、これを開始記入という。また、この開始記入を行うための仕訳を開始仕訳という。なお、費用および収益は当期純利益が計算されたことによって、当期の計算は終了し、翌期は新たな計算が行われるため、翌期に引継ぐ必要はない。

● 範例3-1 ●

次の資料に基づいて開始仕訳および経過勘定の再振替仕訳を行いなさい。

(決算年1回 3月31日)

1. 前期末(平成×1年3月31日)の残高勘定

		残	高			
3/31	現 金	340		3/31	買 掛 金	189
〃	当 座 預 金	1,587		〃	未 払 社 債 利 息	10
〃	売 掛 金	210		〃	未 払 法 人 税 等	100
〃	繰 越 商 品	300		〃	未 払 消 費 税	15
〃	前 払 一 般 管 理 費	20		〃	貸 倒 引 当 金	4
〃	建 物	3,000		〃	減 価 償 却 累 計 額	180
〃	商 標 権	60		〃	社 債	1,000
〃	長 期 貸 付 金	1,000		〃	資 本 金	4,000
〃	社 債 発 行 費	30		〃	株 式 払 込 剰 余 金	703
				〃	利 益 準 備 金	115
				〃	別 途 積 立 金	20
				〃	未 処 分 利 益	211
						<u>6,547</u>
			<u>6,547</u>			

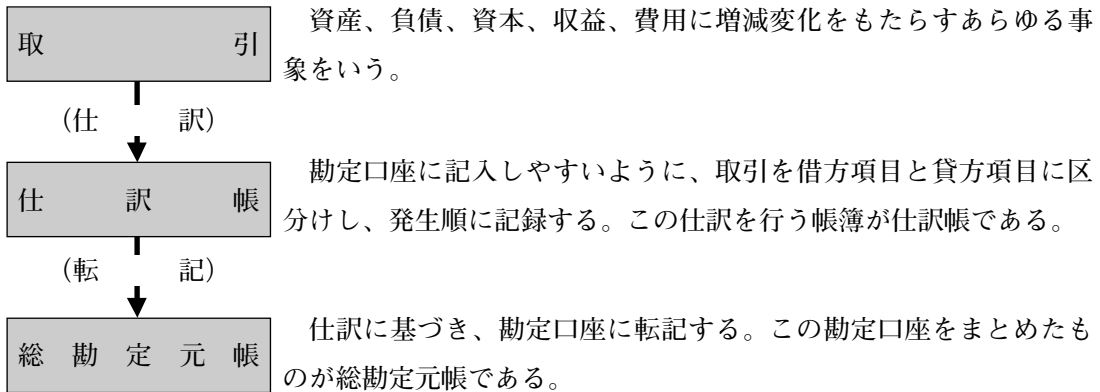
→開始仕訳

(現 金)	340	(買 掛 金)	189
(当 座 預 金)	1,587	(未 払 社 債 利 息)	10
(売 掛 金)	210	(未 払 法 人 税 等)	100
(繰 越 商 品)	300	(未 払 消 費 税)	15
(前 払 一 般 管 理 費)	20	(貸 倒 引 当 金)	4
(建 物)	3,000	(減 価 償 却 累 計 額)	180
(商 標 権)	60	(社 債)	1,000
(長 期 貸 付 金)	1,000	(資 本 金)	4,000
(社 債 発 行 費)	30	(株 式 払 込 剰 余 金)	703
		(利 益 準 備 金)	115
		(別 途 積 立 金)	20
		(未 処 分 利 益)	211

再振替仕訳

(一 般 管 理 費)	20	(前 払 一 般 管 理 費)	20
(未 払 社 債 利 息)	10	(社 債 利 息)	10

3 日々の手続き



● 範例 3-2 ●

次の期中取引（一部）の仕訳を行い、勘定へ転記しなさい。なお、消費税の税率は5%であり、税抜方式によって処理する。（決算年1回 3月31日）

1. 商品を1,470円（消費税込みの金額）で仕入れ、代金は掛とした。
2. 商品を2,100円（消費税込みの金額）で売上げ、代金は掛とした。
3. 買掛金1,407円について得意先宛の為替手形を振出して支払った。
4. 当期6月25日に次のとおり利益処分が決定した。

利益準備金16円 配当金160円 別途積立金20円

5. 当期3月1日に額面総額1,000円の社債（利率年6%、利払日10月31日、満期日平成X3年10月31日）を満期保有目的により900円で購入し、端数利息とともに小切手を振出して支払った。なお、利息の計算は月割りによる。
6. 販売費120円（消費税抜きの金額）、一般管理費360円（消費税抜きの金額）および商品売買以外の販売活動と一般管理活動に伴う消費税12円を小切手を振出して支払った。

→ 1.	(仕 入)	1,400	(買 掛 金)	1,470
	(仮 払 消 費 税)	70		
2.	(売 掛 金)	2,100	(売 上)	2,000
			(仮 受 消 費 税)	100
3.	(買 掛 金)	1,407	(売 掛 金)	1,407
4.	(未 処 分 利 益)	196	(利 益 準 備 金)	16
			(未 払 配 当 金)	160
			(別 途 積 立 金)	20
5.	(満期保有目的債券)	900	(当 座 預 金)	920
	(有 価 証 券 利 息)	20		

6.	(販 売 費)	120
	(一 般 管 理 費)	360
	(仮 払 消 費 税)	12

仕 入

1.	買 掛 金	1,400
----	-------	-------

売 掛 金

4 / 1 前期繰越	210	3.	買 掛 金	1,407
2.	諸 口	2,100		

仮払消費税

1.	買 掛 金	70
6.	当座預金	12

未処分利益

4.	利益準備金	16	4 / 1 前期繰越	211
〃	未払配当金	160		
〃	別途積立金	20		

満期保有目的債券

5.	当座預金	900
----	------	-----

有価証券利息

5.	当座預金	20
----	------	----

販 売 費

6.	当座預金	120
----	------	-----

(当 座 預 金)	492
-----------	-----

買 掛 金

3.	売 掛 金	1,407	4 / 1 前期繰越	189	
			1.	諸 口	1,470

売 上

			2.	売 掛 金	2,000
--	--	--	----	-------	-------

仮受消費税

			2.	売 掛 金	100
--	--	--	----	-------	-----

利益準備金

			4 / 1 前期繰越	115	
			4.	未処分利益	16

未払配当金

			4.	未処分利益	160
--	--	--	----	-------	-----

別途積立金

			4 / 1 前期繰越	20	
			4.	未処分利益	20

当 座 預 金

4 / 1 前期繰越	1,587	5.	諸 口	920
		6.	諸 口	492

一 般 管 理 費

4 / 1 前払一般管理費	20	
6.	当座預金	360

〈解 説〉 各金額の計算

1. 仕入に係る仮払消費税

$$1,470円 \times \frac{0.05}{1+0.05} = 70円$$

税込仕入高

2. 売上に係る仮受消費税

$$2,100円 \times \frac{0.05}{1+0.05} = 100円$$

税込売上高

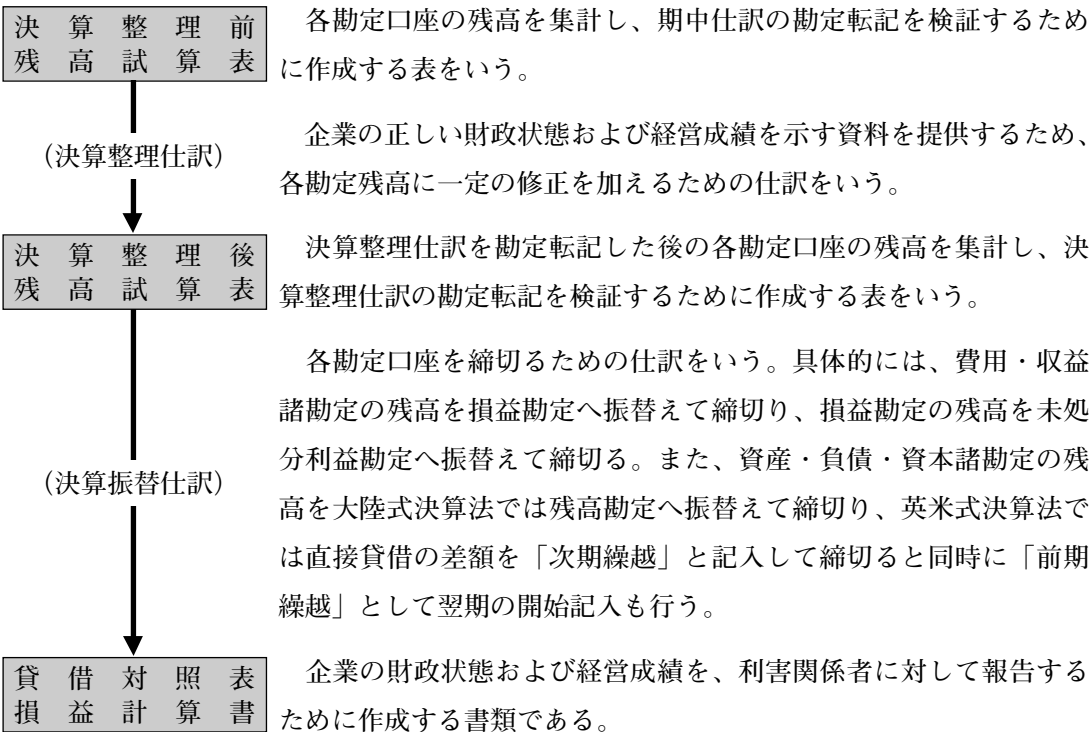
3. 端数利息

$$1,000円 \times 6\% \times \frac{4 \text{ ヲ月}}{12 \text{ ヲ月}} = 20円$$

額面金額

端数利息は、本来、前の利払日の翌日から売買成立日までの日数で日割計算することになるが、問題の指示により月割計算による。

4 決算の手続き



● 範例3-3 ●

範例3-1および範例3-2の資料に基づいて決算整理前残高試算表（一部記入済）を作成しなさい。（決算年1回 3月31日）



決算整理前残高試算表

平成×2年3月31日

(単位：円)

現金	75	買掛金	(252)
当座預金	(175)	仮受消費税	(100)
売掛金	(903)	貸倒引当金	4
繰越商品	300	減価償却累計額	180
仮払消費税	(82)	社債	1,000
建物	3,000	資本金	4,000
商標権	60	株式払込剰余金	703
満期保有目的債券	(900)	利益準備金	(131)
長期貸付金	1,000	別途積立金	(40)
社債発行費	30	未処分利益	(15)
仕入	(1,400)	売上	(2,000)
販売費	(120)	受取利息	50
一般管理費	(380)		
社債利息	30		
有価証券利息	(20)		
	<u>8,475</u>		<u>8,475</u>

※ここで **A編問題3-1** を解いて下さい。

● 範例3-4 ●

範例3-3の資料および次の決算修正事項に基づいて決算整理仕訳を行い、勘定へ転記しなさい。また、決算整理後残高試算表（一部記入済）も作成しなさい。

1. 期末商品棚卸高は500円である。
2. 売掛金期末残高に対して19円の貸倒引当金を差額補充法により設定する。
3. 建物に対して、残存価額を取得原価の10%、耐用年数を30年として、定額法により減価償却を行う。
4. 商標権を20円償却する。
5. 社債発行費を15円償却する。
6. 消費税については、仮払消費税と仮受消費税を相殺し、未払消費税に振替える。

7. 当期3月1日に額面総額1,000円の社債（利率年6%、利払日10月31日、満期日平成33年10月31日）を満期保有目的により900円で購入し、端数利息とともに小切手を振出して支払っていたが、取得価額と額面金額の差額は償却原価法（定額法）により処理する。また、未収有価証券利息を計上する。なお、利息の計算は月割りによる。
8. 一般管理費のうち22円を繰延べ、社債利息を10円見越し計上する。
9. 法人税等を101円計上する。

→ 1.	(仕入)	300	(繰越商品)	300
	(繰越商品)	500	(仕入)	500
2.	(貸倒引当金繰入)	15	(貸倒引当金)	15
3.	(減価償却費)	90	(減価償却累計額)	90
4.	(商標権償却)	20	(商標権)	20
5.	(社債発行費償却)	15	(社債発行費)	15
6.	(仮受消費税)	100	(仮払消費税)	82
			(未払消費税)	18
7.	(満期保有目的債券)	5	(有価証券利息)	5
	(未収有価証券利息)	25	(有価証券利息)	25
8.	(前払一般管理費)	22	(一般管理費)	22
	(社債利息)	10	(未払社債利息)	10
9.	(法人税等)	101	(未払法人税等)	101

繰越商品	
4/1 前期繰越	300
3/31 仕入	500
3/31 仕入	300

貸倒引当金繰入	
3/31 貸倒引当金	15

減価償却費	
3/31 減価償却累計額	90

商標権償却	
3/31 商標権	20

社債発行費償却	
3/31 社債発行費	15

仕入	
買掛金	1,400
3/31 繰越商品	500
3/31 繰越商品	300

貸倒引当金	
4/1 前期繰越	4
3/31 貸倒引当金繰入	15

減価償却累計額	
4/1 前期繰越	180
3/31 減価償却費	90

商標権	
4/1 前期繰越	60
3/31 商標権償却	20

社債発行費	
4/1 前期繰越	30
3/31 社債発行費償却	15

仮払消費税

買掛金	70	3/31 仮受消費税	82
当座預金	12		

満期保有目的債券

当座預金	900		
3/31 有価証券利息	5		

未収有価証券利息

3/31 有価証券利息	25		
-------------	----	--	--

前払一般管理費

4/1 前期繰越	20	4/1 一般管理費	20
3/31 一般管理費	22		

社債利息

X/X 現金	40	4/1 未払社債利息	10
3/31 未払社債利息	10		

法人税等

3/31 未払法人税等	101		
-------------	-----	--	--

仮受消費税

3/31 諸口	100	売掛金	100
---------	-----	-----	-----

未払消費税

X/X 現金	15	4/1 前期繰越	15
		3/31 仮受消費税	18

有価証券利息

当座預金	20	3/31 満期保有目的債券	5
		〃 未収有価証券利息	25

一般管理費

4/1 前払一般管理費	20	3/31 前払一般管理費	22
当座預金	360		

未払社債利息

4/1 社債利息	10	4/1 前期繰越	10
		3/31 社債利息	10

未払法人税等

X/X 現金	100	4/1 前期繰越	100
		3/31 法人税等	101

決算整理後残高試算表

平成×2年3月31日

(単位：円)

現金	75	買掛金	252
当座預金	175	未払社債利息	(10)
売掛金	903	未払法人税等	(101)
繰越商品	(500)	未払消費税	(18)
前払一般管理費	(22)	貸倒引当金	(19)
未収有価証券利息	(25)	減価償却累計額	(270)
建物	3,000	社債	1,000
商標権	(40)	資本金	4,000
満期保有目的債券	(905)	株式払込剰余金	703
長期貸付金	1,000	利益準備金	131
社債発行費	(15)	別途積立金	40
仕入	(1,200)	未処分利益	15
販売費	120	売上	2,000
一般管理費	(358)	受取利息	50
貸倒引当金繰入	(15)	有価証券利息	(10)
減価償却費	(90)		
商標権償却	(20)		
社債利息	(40)		
社債発行費償却	(15)		
法人税等	(101)		
	<u>8,619</u>		<u>8,619</u>

〈解説〉 各金額の計算

1. 貸倒引当金繰入

$$19円 - 4円 = 15円$$

当期前T/B
設定額 貸倒引当金

2. 減価償却費

$$3,000円 \times 0.9 \div 30年 = 90円$$

前T/B建物

3. 未払消費税

$$100円 - 82円 = 18円$$

前T/B前T/B
仮受消費税 仮払消費税

4. 償却原価法（定額法）

$$(1,000円 - 900円) \times \frac{1\text{ヵ月}}{20\text{ヵ月}} = 5円$$

額面金額 取得原価

取得価額と額面金額の差額は、取得日から満期日までの期間にわたって取得価額に加算するとともに有価証券利息を計上する。

5. 未取有価証券利息

$$\frac{1,000\text{円}}{\text{額面金額}} \times 6\% \times \frac{5\text{ヵ月}}{12\text{ヵ月}} = 25\text{円}$$

前の利払日の翌日から決算日までの期間の利息を見越計上する。

※ここで **A編問題3-2** を解いて下さい。